

平成25年度
男女共同参画社会の形成の促進施策

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 国内本部機構の強化

内閣府は、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定。以下「第3次基本計画」という。）について、実効性をもって早急に具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。

男女共同参画会議においては、以下の職務を行う。

男女共同参画を進めていく上で重要な課題等に関しては、基本的な考え方、男女共同参画の観点から取り組むべき施策、関係施策の男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について、必要に応じて調査検討を行う。

女性に対する暴力に関しては、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭におきつつ、暴力防止や被害者支援等の今後の施策の在り方等について、調査検討を行う。

さらに、第3次基本計画に盛り込まれた施策の実施状況等についての監視を行う。

第2節 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

男女共同参画会議監視専門調査会において、上述のとおり施策の実施状況等を監視するとともに、必要に応じ、関係府省等に更なる取組を働きかける。また、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応の進捗状況について、フォローアップを行う。

苦情処理等に関しては、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」（平成14年10月男女共同参画会議決定）に基

づき、引き続き、苦情処理情報・男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等の把握を図る。

第3節 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

引き続き、施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について調査（影響調査）を行い、必要に応じて内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べ、関係府省庁に今後の施策の企画立案、実施の際に活用を働きかけるとともに、調査結果を広く国民に公表する。

第4節 地方公共団体や民間団体等における取組への支援

地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図り、「男女共同参画宣言都市」となることを宣言する市町村を男女共同参画宣言都市奨励事業の実施等により支援する。

また、地域における様々な課題解決において、男女共同参画の視点を取り入れた多様な主体の連携・協働による地域の実践的・主体的な活動に対して、先進事例の収集、人材育成プログラムの開発、アドバイザー派遣、連携支援事業等の施策を展開し、総合的な支援を図る。

さらに、男女共同参画センター・女性センター等を運営する指定管理者等に対し、地方公共団体における男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力を高めるため、研修を行う。

独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）においては、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の人材の育成を図るため研修等を行うとともに、女性教育及び男女共同参画に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域等における男女共同参画の推進を支援する。

男女共同参画推進連携会議においては、国・地方男女共同参画推進ネットワークや地域版連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進め、NPOやNGO、地縁団体等相互の交流や情報交換等による

地域での連携を充実させるとともに、重要テーマについて重点的な活動を行うチームを組織し、取組の裾野の拡大や連携の強化を図る。

第2章

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節 政治分野における女性の参画の拡大

民主主義社会においては、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されることが重要である。そのため、政治分野における女性の参画の拡大に向けて、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（以下「『2020年30%』の目標」という。）を踏まえ、第3次基本計画において、政府として、衆議院議員及び参議院議員の各選挙における候補者に占める女性の割合について、平成32年までに30%を目指すこととしている。また、内閣府は、国や地方の政治において、女性の参画の拡大が進むよう、引き続き調査、啓発活動を行う。

第2節 司法分野における女性の参画の拡大

第3次基本計画において、「2020年30%」の目標に向けて、検察官、裁判官、弁護士について女性の参画の拡大に取り組むこととしている。検察官については、同計画において、検事に占める女性の割合について平成27年（2015年）度末までに23%とするという目標を掲げており、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、メンター制度の導入や、仕事と生活の調和推進等の取組を積極的に行う。

第3節 行政分野における女性の参画の拡大

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、

第3次基本計画における政府全体の目標（平成27年度末までに、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合について30%程度、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合について10%程度、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合について5%程度、国の指定職相当に占める女性の割合について3%程度）の達成に向けて、女性の採用・登用を積極的に進める。各府省は、人事院が平成23年1月に改定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」に基づいてそれぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」の中で、政府全体の目標を踏まえてそれぞれが設定している27年度末までの中間目標の達成に向け、着実に取組を推進する。

また、各府省は、仕事と生活の調和を推進するとともに、女性職員の研修機会の充実やロールモデルや活躍事例の提供、メンター制度の導入を促進することにより、女性職員のキャリア形成を支援する。

人事院は、各府省と協力して引き続き積極的な人材確保活動を展開するほか、各府省人事担当課長から成る「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を定期的に開催して情報交換を行う。同時に、メンター養成研修の実施を通じて意欲と能力のある女性職員を支援するとともに、女性職員研修の実施を通じて意識啓発を行い、人材育成を図るほか、働きやすい勤務環境の整備に努めるなど、各府省と連携して女性国家公務員の採用・登用の拡大を目指した具体的な取組を進めていく。また、職業生活と家庭生活の両立支援については、「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」の開催等を通じて、育児休業制度を始めとする両立支援制度の周知や各府省における両立支援の取組状況についてのフォローアップを行うなど、引き続き両立支援制度の利用を促進

する。

人事院及び総務省は、共同で、第3次基本計画等に基づき、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを引き続き実施し、女性国家公務員の採用・登用を促進する。

国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、第3次基本計画において決定された目標（平成32年（2020年）までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の40%未満とされない状態（女性委員の割合が40%以上60%以下）を目指すなど）の達成に向け、委員の改選時等の機会を捉えて、女性委員の登用を再度徹底するなど、積極的な取組を推進する。

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、第3次基本計画を踏まえた女性職員の採用・登用促進、審議会等委員等への女性の参画の拡大や仕事と生活の調和の推進に向けた取組を更に推進するよう要請を行ったところであり、引き続き取組を推進する。

警察では、平成23年12月までに、各都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を35年4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定されており、25年5月に有識者による検討会が取りまとめた「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する報告書」等を踏まえ、今後、更に前倒して目標数値を達成できるよう、女性警察官の採用・登用の拡大を図っていく。

第4節

雇用分野における女性の参画の拡大

雇用分野における女性の参画の拡大については、第3次基本計画において、政府として、民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合について平成27年までに10%程度を目指すこととしている。「2020年30%」の政府目標の達成に向けて、25年4月に、内閣総理大臣から経済界に対して、全上場企業における、積極的な役員・管理職への女性の登用等の要請を行っており（第1部特集第5節参照）、企業の取組を後押しするため、女性の活躍促進に取り組む企業へのインセンティブの付与、企業における女性の登用状況の開示促進等を推進する。また、公共調

達を通じて雇用分野の男女共同参画を推進するため、国における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組む。さらに、内閣府から地方公共団体に対し、地方公共団体の取組状況を整理した取組事例集を配布するなど、地域の実情に応じた地方公共団体における一層の取組の促進を図る。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保を図るとともに、企業における、ポジティブ・アクションの取組を推進することとしている（第5章第1節、第3節参照）。

第5節

その他の分野における女性の参画の拡大

内閣府では、各種機関・団体・組織に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けて、目標を設定して取組を進めるよう働きかける。

様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について調査し、女性の参画状況の「見える化」（可視化）等により情報提供する。

また、内閣府のホームページにおいて団体、企業、大学、研究機関等におけるポジティブ・アクションに関する計画を登録、掲載するなど、広く情報発信を行っていく。

第 3 章

男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し，意識の改革

第 1 節 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

社会保険制度については、働き方に中立的な制度を目指す観点から、第180回国会で成立した、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大、産休期間中の厚生年金・健康保険の保険料負担の免除等を内容とする公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）の円滑な施行に向けて取り組む。

男女共同参画会議は、第3次基本計画における施策の実施状況等について監視を行うとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について、必要に応じて調査検討を行う。

第 2 節 国民的広がりを持った 広報・啓発活動の展開

国民全てに男女共同参画及び人権尊重の意識を深く根付かせるため、男女共同参画の理念等について、分かりやすい広報・啓発活動を積極的に展開する。

内閣府においては、男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等による情報発信を行う。また、6月23日から同月29日までを男女共同参画週間とし、男女共同参画を推進する、特に、女性が様々な分野で活躍することにより、日本が元気になれることが伝わるようなキャッチフレーズを定め、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する統計情報等のニュースレターの配信、リーフレットの作成・配布

等を通じて、男女共同参画社会の形成に資する情報の普及に努める。

また、同会館のホームページのほか、女性教育情報センターでは男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウイネット）”」¹により、調査研究の成果や収集した資料・情報等を広く公開する。

第 3 節 男女の人権尊重の理念と 法律・制度の理解促進及び 救済・相談の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。

第 4 節 男女共同参画に関わる調査研究、 情報の収集・整備・提供

女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査研究、統計情報等の収集・整備・提供を行う。

独立行政法人国立女性教育会館では、「男女共同参画統計に関する調査研究」を実施するとともに、女性教育情報センターにおいて、男女共同参画・女性・家庭・家族に関する国内外の広域的・専門的な資料・情報を収集・提供し、女性情報ポータル及びデータベースの整備充実を図る。

¹ 独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センター“Winet（ウイネット）” <http://winet.nwec.jp/>

第4章

男性，子どもにとっての男女共同参画

第1節 男性にとっての男女共同参画

(男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進)

内閣府では，男性の意識改革への気運醸成のための普及啓発活動として，研修会を開催するほか，内閣府のホームページを通じて情報提供を行う。また，精神面で孤立しやすいと言われる男性に対する相談体制の確立に向けて，平成24年度に作成したマニュアルを活用し，地方公共団体の担当者を対象に，地域における男性相談体制を推進するキーマンを育成するための勉強会を開催するなど，男性にとっての男女共同参画の推進を図る。

(企業における男性管理職等の意識啓発)

内閣府では，関係省庁，労使，地方公共団体等関係機関と連携しつつ，社会全体の気運を醸成するための推進キャンペーンやシンポジウム等を通じ，企業の男性管理職等に対して仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を行う。

(男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善)

総務省では，人口減少や少子高齢化により個々人の生活様式に合わせた柔軟な就業環境が求められている中，仕事と育児・介護の両立を目指す女性，高齢者等の多様な人材の就業機会拡大のため，民間企業に対するテレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ，セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立し，その普及を図

る。

厚生労働省では，男性の育児休業取得を促進するための規定を盛り込んだ改正育児・介護休業法が平成22年6月30日に施行されたことに併せて立ち上げた「イクメンプロジェクト」で，参加型公式サイト²の運営やハンドブックの配布等により，男性が育児をより積極的に楽しみ，かつ，育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す。

国土交通省では，業務の効率化・高付加価値化による生産性の向上及び国際競争力の強化や災害時の事業継続性の向上等に資する多様な働き方を実現する施策（テレワークの普及・推進等）の検討等を行う。

(男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援)

厚生労働省では，身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう「地域子育て支援拠点事業」を促進しており，子育て親子の交流の場の提供と交流の促進，子育て等に関する相談・援助の実施，地域の子育て関連情報の提供，子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業として取り組む。

また，平成24年度補正予算において事業の更なる充実，すなわち，従来の子育て支援拠点事業の3類型（ひろば型，センター型，児童館型）を再編し，「一般型」³，「地域機能強化型」⁴，「連携型」⁵の類型により，子ども・子育て支援新制度への円滑な施行に向けた事業展開を図る。

² 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト <http://ikumen-project.jp/index.html>

³ 保育所，公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗，公民館等において，子育て親子の交流の場の提供と交流の促進，子育て等に関する相談・援助等の基本事業を実施するもの。

⁴ 「一般型」の事業に加えて，子育て家庭が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう，地域の身近な立場から情報の集約，提供を行う利用者支援や，親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援，地域ボランティアとの協働による支援等の地域支援を実施するもの。

⁵ 児童福祉施設等において子育て中の当事者等をスタッフとして交えて基本事業を実施するもの。

第2節

子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

(教育による男女共同参画の理解の促進)

文部科学省では、初等中等教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性についての指導が充実されるよう、新学習指導要領の適切な実施を図る。また、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進する。

さらに、中学校・高等学校では、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう進路指導の実践の改善・充実を図る。

そのほか、地域の実情に応じた、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用した学習機会の提供等の取組を支援する。

学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、引き続き、各学校において性に関する適切な指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行う。

(子どもの健康の管理・保持増進の推進)

警察では、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めるほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進する。

学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに、文部科学省では、児童生徒の現代的な健康課題に対応するための体制づくりを推進する。

また、中・高校生に対し、性感染症等の問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布等、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。

さらに、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高生用）の作成・配布を行う。

喫煙、飲酒の問題について、総合的に解説した啓発教材（小・中・高生用）の作成・配布等を行う。

厚生労働省では、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

また、薬物乱用防止対策として、若年層が「合法ハーブ」等と称して販売される薬物・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正しい知識や、薬物の誘惑に打ち勝つスキルを身に付けられるよう、啓発資材を作成・配布する。

第3節

子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

(子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策)

警察では、子どもに対する犯罪被害を防止するため、関係機関・団体、地域住民等との連携による予防対策や子どもに対する犯罪被害防止教育を推進するとともに、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）を積極的に推進する。また、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努め、児童の生命・身体を保護するための措置を積極的に講じる。

文部科学省では、犯罪の被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における教育相談体制の充実を支援する。また、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

また、地域ぐるみで学校内外における子どもの安全を見守る体制を整備するため、各地域における子どもの見守り活動に対する支援等を行う。

厚生労働省では、市町村における児童虐待防止対

策の推進を図るため、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」等を引き続き推進するとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。併せて、児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OB等の雇上げや家族再統合のための支援等を促進する。

また、子どもや保護者への相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進を図るとともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

さらに、虐待を受けた児童等要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親における受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化等を推進する。

（メディア・リテラシーの向上）

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」（平成24年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施する。

総務省では、子どもの健全な育成とメディアの健全な利用の促進に必要となるメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）向上の育成を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。さらに、子どもを取り巻くインターネットのトラブルについて、保護者・教職員が知っておくべき事項等をまとめた「インターネットトラブル事例集」⁶をウェブ上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用する。また、青少年のインターネット・リテラシーを可視化する取組を行い、リテラシー向上施策の推進に努める。

経済産業省では、今後も引き続き関係者と連携して、ゲーム機等の新たなインターネット接続機器の

利用状況を踏まえたフィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行う。

（児童ポルノ対策の推進）

「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に引き続き取り組む（第10章第4節参照）。

（児童買春対策の推進）

児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。

警察では、引き続き、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）等に基づく取締りを強化するとともに、被害児童に対する保護及び支援等を推進する。さらに、悪質性の高い福祉犯に対する積極的な取締り等に努める。

学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の学校の職員等が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる（第10章第4節参照）。

（「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進）

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、子どもが被害者となる人身取引対策の取組を進める。

（安心して親子が生活できる環境づくり）

文部科学省では、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組として、初等中等教育段階、

⁶ 総務省インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究 インターネットトラブル事例集 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

高等教育段階それぞれにおいて教育費の負担を軽減するための取組を行う（第8章第3節参照）。

また、障害のある子どもへの対策の充実については、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の状態等に応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導において、特別の教育課程や少人数学級編制の下、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進する。

さらに、いじめや不登校、児童虐待等、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体

制の構築のため、国と地方公共団体等が共同して実証的研究を実施する。

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援することなどにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図る。

（社会全体で子どもを支える取組）

男女とも子どもに関われるような仕事と生活の調和の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備等の促進・支援策に積極的に取り組む。

第5章

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第1節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策等が徹底されるよう周知・啓発、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う（第10章第7節参照）。

また、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」（平成22年8月）や「ポジティブ・アクションを推進するための業種別「見える化」支援ツール」の作成や普及・啓発により、企業の自主的な取組を支援する。

さらに、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備する。

第2節

非正規雇用における雇用環境の整備

厚生労働省では、非正規雇用労働者の正規雇用転換、人材育成、処遇の改善等に向けたガイドライン

の策定や、事業主のこれらの取組を促進する「キャリアアップ助成金」の創設等、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを総合的に支援する取組を推進する。

また、非正規雇用労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく指導を徹底するとともに、労働契約法（平成19年法律第128号）他関係法令に関する周知、啓発を実施する。

さらに、有期契約労働者の雇用の安定と公正な待遇を確保するため、有期労働契約が5年を超えて反復更新した場合に労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換できる制度の導入等を内容とする労働契約法の一部を改正する法律（平成24年法律第56号）が、平成25年4月に全面施行されたことから、その円滑な施行のため、有期契約労働者の無期労働契約への転換を円滑化するための企業等の取組支援を行うとともに、同法の内容について、周知・啓発を行う。

パートタイム労働者については、その能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に基づく是正指導や専門家による相談・援助のほか、事業主に対する職務分

析・職務評価の導入支援やキャリアアップ助成金の活用等により、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進する。

また、今後のパートタイム労働対策については、平成24年6月に労働政策審議会雇用均等分科会でなされた建議を踏まえ、必要な法制上の措置を講ずることとしている。

派遣労働者については、平成24年10月から施行された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）が円滑に実施されるよう、法律の趣旨や均衡待遇の配慮義務規定といった内容について、引き続き周知を徹底するとともに、違法派遣の適正化を図るため、丁寧・適切な指導を実施する。

第3節

ポジティブ・アクションの推進

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組、ポジティブ・アクションが不可欠である。このため、厚生労働省では、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行い、ポジティブ・アクションの一層の促進を図る。具体的には、企業に対する取組促進の直接的な働きかけや「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」⁷を活用した女性の活躍状況の情報開示の促進、「均等・両立推進企業表彰」の実施、経営団体等と連携した女性の活躍推進協議会の開催、ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」の活用促進等を実施する。

さらに、メンター制度等導入マニュアルの普及やメンター、ロールモデルの確保が難しい中小企業の女性労働者がネットワークを作り、女性の相互研さん、研修等を行う仕組みづくりにより、女性労働者が就業を継続していけるような環境づくりを推進する。

第4節

女性の能力発揮促進のための支援

独立行政法人国立女性教育会館では、平成24年度

までに実施した関連事業を踏まえ、男女共同参画の視点から多様な個人のキャリアをどのように社会と結び付けるかなどのキャリア形成支援に資する専門的・実践的な研修を、女性関連施設等と共同で実施する。

厚生労働省では、女性の適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施する。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣等を行う。

さらに、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成及び都道府県労働局等を通じた当該助成の周知広報を行う。

加えて、全国的女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等女性関連施設等に対する支援施策を実施する。

第5節

多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、託児付きセミナー等を実施するとともに、マザーズハローワーク事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域においても同様のサービスが提供できるよう事業拠点を拡充する。

⁷ 厚生労働省委託事業 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト <http://www.positiveaction.jp/>

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、平成17年度に設立した産学官から成る「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効率的な運用に資する調査研究及び普及啓発を展開する。

厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談対応や「テレワーク・セミナー」の開催を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

また、良好な在宅就業環境を整備するため、在宅ワークについて、契約条件の文書明示や適正化等を示した「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、在宅ワーカーに対するスキルアップ支援や、在宅ワーカー及び在宅ワークの発注者に対する情報提供等の支援事業を実施する。

短時間正社員は、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動等個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待されている。短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、制度を導入した事業主に対して支給する助成金を活用するほか、導入マニュアルの配布や導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供を行う。

総務省では、人口減少や少子高齢化により個々人の生活様式に合わせた柔軟な就業環境が求められている中、仕事と育児・介護の両立を目指す女性、高齢者等の多様な人材の就業機会拡大のため、民間企業に対するテレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立し、その普及を図る。

国土交通省では、業務の効率化・高付加価値化による生産性の向上及び国際競争力の強化や災害時の事業継続性の向上等に資する多様な働き方を実現する施策（テレワークの普及・推進等）の検討等を行う。

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に低利融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）を実施する。また、無担保・無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行う。

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者に対し、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進する。

第6節 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保するため、希望する労働者が出産、子育て、介護等により就業を中断することなく継続できるよう環境整備に取り組むとともに、仕事の質の向上を促進する。また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和等関係する様々な施策を積極的に推進する。

第7節 女性の活躍による経済社会の活性化

女性の活躍を促進するためには企業等における女性の活躍促進に関する現状等を外部に公表する「見える化」（可視化）の取組が必要であることから、内閣府では、こうした取組を推進するため、個別企業等における女性の活躍状況に係る関連情報を内閣府のホームページに掲載するなどにより、関係団体、企業等に働きかける。

また、平成24年12月に取りまとめられた女性の活躍状況の資本市場における「見える化」に関する検討会報告を踏まえ、金融商品取引所が企業に作成を求める「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等での企業の役員への女性登用の情報開示を促すとともに、開示している企業数、開示内容等を把握・整理し、定期的に公表する。

さらに、平成25年2月から開催されている若者・女性活躍推進フォーラムにおける議論を踏まえつつ、女性の活躍を一層推進するための対応策の検討を進め、成長戦略に反映させる。

経済産業省では、平成24年度に引き続き、女性等の多様な人材をいかす経営に取り組む企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」事業を実施し、ダイバーシティ企業の取組を発信し、積極的に取り組む企業の裾野の拡大を通じて、女性活躍推進の加

速化を図る。また、女性の活躍に優れた企業を選定する「なでしこ銘柄」の取組についても、引き続き、東京証券取引所と共同で行っていく。

独立行政法人国立女性教育会館では、企業の管理

職等を対象に、企業における女性活躍の取組事例等を紹介する「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」を実施する。

第6章

男女の仕事と生活の調和

第1節 仕事と生活の調和の実現

内閣府では、仕事と生活の調和の実現に向けて、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織である仕事と生活の調和推進官民トップ会議及び仕事と生活の調和連携推進・評価部会（以下「評価部会」という。）の事務局として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）に基づく取組状況の点検・評価、関係省庁、労使、地方公共団体等関係機関との連携・調整を行う。平成25年は、「行動指針」策定年（平成19年（2007年））と「行動指針」における数値目標の達成期限（平成32年（2020年））とのほぼ中間年に当たることから、評価部会において数値目標のフォローアップを行い、その結果を仕事と生活の調和に関する施策に反映する。また、企業における仕事と生活の調和の分析・課題把握のための実態調査を行い、同フォローアップに活用するほか、評価部会で行う点検・評価の成果を「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」にまとめて公表する。

社会全体の気運を醸成するための取組として、「仕事と生活の調和ポータルサイト」を通じた関係省庁の施策、関係団体等の取組や、「カエル！ジャパン」キャンペーンへの登録企業・団体の取組等を行うほか、平成24年度に引き続き、ワーク・ライフ・バランスに成果を上げた企業内のチーム等の好事例を「カエルの星」に認定し、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を行う「仕事と生活の調和取組事例紹介事業」を実施する。

さらに、企業等の取組を支援するための「カエ

ル！ジャパン」通信（メールマガジン）を発行し、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や周知情報を毎月分かりやすく紹介するほか、企業担当者交流会を開催し、企業におけるワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやそのノウハウ等についての理解促進を図るとともに、企業担当者、企業経営者、地方自治体担当者等のネットワークの構築を促進する。平成25年度は、新たに、介護をしながら働く人たちが、介護休業制度や介護保険制度、NPO等の民間団体等が提供するサービスや介護経験者の体験談等「仕事と介護の両立」に役立つ情報等を入手しやすいように、一元的に提供するためのモデルコンテンツを作成し、地方公共団体に活用を促す。

総務省では、人口減少や少子高齢化により個々人の生活様式に合わせた柔軟な就業環境を求められている中、仕事と育児・介護の両立を目指す女性、高齢者等の多様な人材の就業機会拡大のため、民間企業に対するテレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立し、その普及を図る。

国土交通省では、業務の効率化・高付加価値化による生産性の向上及び国際競争力の強化や災害時の事業継続性の向上等に資する多様な働き方を実現する施策（テレワークの普及・推進等）の検討等を行う。

厚生労働省では、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、平成24年7月に全面施行された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）について、引き続き制度の内容を周知するとともに

に、企業において改正内容が定着し、法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行う。

また、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備を促進するため、両立支援助成金の支給を行うほか、両立支援に関する情報を一元化した「両立支援のひろば」や、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例をまとめた「ベストプラクティス集」（中小企業における両立支援推進のためのアイデア集）を紹介することにより、効果的・効率的な情報提供を行う。

加えて、仕事と育児・介護等の両立支援のための取組を積極的に行っており、かつその成果が上がっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組を広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進する。

そのほか、男性の育児休業取得を促進するための規定を盛り込んだ改正育児・介護休業法を平成22年6月に施行したことに併せ、育児を積極的にする男性「イクメン」を広めるため、22年度から「イクメンプロジェクト」を実施している。引き続き、参加型公式サイト運営やハンドブックの配布等により、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す。

さらに、平成20年12月に次世代育成支援対策法（平成15年法律第120号）が改正され、23年4月から、「一般事業主行動計画」の策定・届出の義務付け対象企業が301人以上から101人以上の企業へ拡大されたことから、引き続き、行動計画の策定・届出等の促進を図っていく。

また、次世代認定マーク「くるみん」取得企業数を平成26年度までに2,000企業とする「少子化社会対策大綱」（平成22年1月閣議決定。以下「子ども・子育てビジョン」という。）における数値目標を達成するため、23年6月に創設された認定企業に対する税制上の措置の周知等により、認定を目指した企業の取組を促進する。

労使の自主的な取組を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入や長時間労働の抑制等の働き方・休み方の改善のための具体的な取組方法について、業種、企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を行う。また、年

次有給休暇の取得率が低い業種や恒常的な長時間労働の実態が見られる業種の事業主に対して重点的に助成を行うなど、長時間労働の抑制や年休の取得促進に向けた取組を進める事業主に対する支援を行うとともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

さらに、地域においては、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって、相談や交流を行う地域子育て支援拠点の設置を推進する。「子ども・子育てビジョン」で掲げる数値目標（平成21年度の7,100か所から26年度に10,000か所とする目標）の達成に向け、取組の推進を図る。

加えて、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業を拡充する。「子ども・子育てビジョン」で掲げる数値目標（2008（平成20）年度の延べ348万日から2014（平成26）年度に延べ3,952万日とする目標）の達成に向け、取組の推進を図る。

第2節

多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

男女ともに、仕事と子育てを容易に両立できる社会の実現に向け、平成25年4月、内閣総理大臣から経済界に対して、子どもが3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得できるよう要請を行っており、企業の取組を後押しするため、育児休業中・復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度の創設を始めとした女性の活躍促進等に取り組む企業へのインセンティブの付与、子育て等のため仕事のブランクが生じた者へのスキルアップ支援等を推進する。

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、「子ども・子育てビジョン」に基づき、総合的な子育て支援を推進していく。

子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改

正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）に基づく子ども・子育て支援新制度は、平成27年に予定されている消費税率10%への引上げの時期を踏まえ、早ければ同年4月に本格施行となる予定である。

このため、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者等）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に子ども・子育て会議が設置された。同会議において、子ども・子育て支援の意義や施策に関する基本的事項等について定めた基本指針や各種の基準等について、順次検討を行っていく。

厚生労働省では、「子ども・子育てビジョン」で盛り込まれた平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標に基づき、保育の充実やワーク・ライフ・バランスの推進等を進めている。

また、喫緊の課題である待機児童の解消に向け、平成27年度に予定されている子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、25年4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対しては、その取組を全面的に支援することとしている。

さらに、保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育（保育ママ）や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の充実を図る。また、平成24年度補正予算により、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化、保育士の処遇改善等を行い、待機児童解消のための保育士人材確保の取組を推進する。

加えて、保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブが利用できるよう、平成26年度末までに受入児童数を111万人とすることを目指し、箇所数の増（2万6,310か所→2万7,029か所）を図る。

また、文部科学省と厚生労働省が連携し、平成18年に創設した「認定こども園」の普及促進を図るとともに、19年度に策定した「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

文部科学省では、家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書の、親の育ちを応援することや支援のネットワークを広げることなどの基本的な方向性

等を踏まえ、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談が出来る体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動の推進を図るとともに、新たに地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制の強化を図る。

また、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した研究協議を行い、全国的な啓発を行う。

さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠等を始めとする子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するとともに、関係府省との連携を図りつつ、企業との連携協力や中・高校生以上の対象への普及啓発を図るなど、子どもの生活習慣づくりを推進する。

加えて、児童虐待の防止のため、これまで発出した通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

警察では、子ども連れでも自宅周辺や通学路を安心して歩くことができるよう、最高速度時速30キロメートルの交通規制の実施や、信号機等の交通安全施設等の整備を行い、通過交通の進入抑制や速度抑制、外周となっている幹線道路における交通流円滑化等の道路交通環境の整備に努める。また、衝撃実験映像等を活用したチャイルドシートの正しい使用方法に関する講習会や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する自転車教室等の開催、子育て支援の効果をも有する交通安全対策を幼稚園・保育所等と連携して推進するとともに、地方公共団体等に対して各種支援制度の充実を働きかけることにより、チャイルドシートや幼児二人同乗用自転車の普及を促進する。

経済産業省では、被災地における様々な社会的課題（高齢者の介護・福祉、買い物支援、まちづくり・まちおこし等）をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、被災地の高齢者や女性等の社会進出を促進し、被災地における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を目指す。

国土交通省では、引き続き良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、持家の取得の支援を行う。また、公的賃貸住宅等における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援するほか、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえ、子育て世帯に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行う。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行う。加えて、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を推進する。このほか、文部科学省、国土交通省、警察庁では、平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検の枠組みを活用して定期的な合同点検を実施するなど、通学路の安全確保に向けた取組を推進する。

独立行政法人国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に関する専門性を有した講師を、子育て中の保護者等の要望に応じた場所に派遣し、消費生

活や消費者問題に関する情報提供や相談機関の周知を行う。

第3節 働く男女の健康管理対策の推進

厚生労働省では、職場におけるメンタルヘルス対策を促進するため、事業者に対し、事業場における体制整備やメンタルヘルス対策の取組方法に関する指導・助言を実施する。また、メンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の未然防止、不調者の早期発見・早期対応、メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰に至るまで、事業者の取組を総合的に支援する。さらに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」⁸を通じ、メンタルヘルスに関する様々な情報の提供を行う。

業務による心理的負荷を原因とする精神障害の労災補償については、平成23年12月に策定した労災認定基準に基づき、引き続き迅速・適正な処理を推進する。

第7章

活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第1節

意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)を踏まえて設定した女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の達成に向け、全国各地における地域研修会の開催、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施する。また、経営管理能力等の向上に向けた研修や情報提供を通じ、女性リーダーの育成を図る。

農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に着実に反映されるこ

とが重要であるため、地域の中心となる経営体や地域農業の在り方等を定める「人・農地プラン」の検討に当たっては、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性とすることを求めるなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を積極的に促進する。

農山漁村に残存している固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるよう、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における女性の優良な取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の

⁸ 厚生労働省委託事業 こころの耳 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

形成に向けた普及啓発等を推進する。

男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、食生活改善の実践に結び付く食育を推進する。

第2節

女性の経済的地位の向上と 就業条件・環境の整備

農林水産省では、地域農産物を活用した起業活動による農産物加工や販売等を通じて、我が国の農業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者の活躍を支援する。女性による経営や起業活動、6次産業化の取組を更に発展させるため、関連する施策をより強力に進めていく観点から、補助事業の実施に当たり、女性による取組事例の情報提供等を通じて女性による事業活用を促進する。

また、女性が、経営者相互のネットワークの形成や、異業種・民間企業経営者との交流・情報交換を

通じて、それぞれの経営や活動を発展させることができるよう支援する。

さらに、家族の話し合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定について、若い世代を中心とした普及啓発を図る。

第3節

女性が住みやすく 活動しやすい環境づくり

農林水産省では、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進する。

また、農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が、農業に関する豊富な知識や技術、経験をいかし、新規就農者等地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援する。

第8章

貧困など生活上の困難に直面する 男女への支援

第1節

セーフティネットの機能の 強化

(社会保険の適用拡大に向けた取組)

厚生年金・健康保険制度については、第180回国会で成立した公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律に「短時間労働者への社会保険の適用拡大」が盛り込まれており、円滑な施行に向けて取り組む。

(就労による経済的自立を目指す仕組みの確立)

厚生労働省では、非正規労働者等の確実な雇用の安定化等を図るため、ハローワーク等においてジョブ・カード制度の更なる活躍促進を図る。

また、平成23年に開発された学生のキャリア形成支援に有効なツールである学生用ジョブ・カードについて、学生や大学等に対して、引き続き普及促進を図る。

第2節

雇用・就業の安定に向けた 課題

就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和等を進めるとともに、男女の社会における活動の選択に対する中立性等の観点から国民の意識や行動に関する分析等を行う。

第3節

安心して親子が生活できる 環境づくりに関わる課題

(ひとり親家庭等に対する支援の推進)

ひとり親家庭等に対する支援として、厚生労働省では、母子家庭の母等について、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等に基づき、(ア)保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、(イ)母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、(ウ)養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、(エ)児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援策といった

ひとり親の実情に応じた自立支援策を総合的に展開していく。また、平成25年3月に施行した母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）等に基づき、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行う。

平成25年度においても、看護師等の就業に結び付きやすい資格取得のため養成機関に通う際的生活費の負担軽減を図る高等技能訓練促進費等の支給等による職業能力の開発支援や、母子家庭等就業・自立センター、マザーズハローワーク等を通じた就業支援、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の着実な推進、児童扶養手当の支給、母子家庭や寡婦の自立を促進するための母子寡婦福祉貸付金による経済的支援の実施等、引き続き自立支援策を総合的に展開する。母子家庭の母等を一定期間試用雇用し、その後常用雇用への移行を図る事業主に対して支給するトライアル雇用制度について積極的な活用を図るとともに、生活保護の母子加算について、25年度においても引き続き支給する。

（生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組）

文部科学省では、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組として、教育費の負担を軽減するための取組を行う。例えば、初等中等教育段階における取組として、幼稚園の入園料や保育料に係る保護者負担の軽減等を図る「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、引き続き幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部を補助するとともに、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、各市町村において行われる学用品費の給与等の就学援助事業に対する助成を行う。高等学校等については、引き続き公立高等学校の授業料を無償とするとともに、私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

また、高等教育段階における取組として、学ぼう意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構の実施する奨学金事業について、平成24年度に導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を

充実させるため、返還額が本人の所得に連動する柔軟な制度の構築に向けた準備を行うなど一層の充実を図る。

大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用等を通じた支援を引き続き行う。

第4節 男女の自立に向けた力を高める取組

（若年期の自立支援の充実）

文部科学省では、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。

また、中学校・高等学校において、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう指導・助言を行う進路指導の実践の改善・充実を図るとともに、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における教育相談体制の充実を支援する。

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を適切な場所において提供するため、子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図る「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」や、訪問支援（アウトリーチ）研修を始めとする各種研修を引き続き実施する。

また、国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者及び学校教育関係者の参加を得て、青少年相談機関連絡会議を開催し、関係機関・団体との連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策について、情報交換等を行い、青少年相談機関活動の充実を図る。

厚生労働省では、「地域若者サポートステーション事業」について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充（116か所→160か所）するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」により、学校との連携を構築し、在学生・中退者支援を推進することでニート化の未然防止等を図る。加えて、新たに、合

宿を含む生活面等のサポートと職場実習を行う「若年無業者等集中訓練プログラム」を実施し、ニート等の若者の就業を強力に推進する。

（個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供）

警察では、少年サポートセンターにおいて、少年

や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、カウンセリング等の専門知識を有する少年補導職員等が相談者に指導・助言を行う。

厚生労働省では、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備する。

第9章

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第1節

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

（高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援）

厚生労働省では、定年後の雇用について、希望者全員の65歳までの雇用が確保されるよう、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組む。また、シルバー人材センターを通じて、高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進を図る。さらに、高年齢者の就労機会や活躍の場を確保する方策を検討するため、有識者による検討会を開催する。

文部科学省では、高齢者の社会参加による生きがいを促進するため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議会を開催する。

独立行政法人国立女性教育会館では、女性関連施設及び女性団体との連携を強化して、高齢女性を含む女性の能力開発に係る好事例を発掘し、その成果や取組に当たったの工夫について、多様な媒体を用いて普及啓発する。

（高齢男女の生活自立支援）

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフ

リー・ユニバーサルデザインを推進する（本章第2節参照）。

厚生労働省では、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し一層の推進を図る。

国土交通省においては、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため、介護・医療との連携を強化した高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用したりバースモーゲージの推進により、同住宅への住み替えを支援する。

独立行政法人国民生活センターでは、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者等に対し公民館や学校等の施設、集会場において消費者問題を分かりやすく説明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図る。

（良質な医療・介護基盤の構築等）

厚生労働省では、高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図る。

また、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施するとともに、「福祉人材コーナー」を設置していないハローワー

クにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を行う。各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいては、当該センターに配置された専門員が求人事務所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を推進する。

さらに、介護労働者の雇用管理改善については、労働環境の改善に資する介護福祉機器や雇用管理制度等を導入する事業主への助成や、介護労働安定センターによる雇用管理改善の相談援助を実施する。医療提供体制の整備に当たっては、引き続き、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター、地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に地域の医師不足病院への医師確保を行う地域医療支援センターの設置等を通じて、救急医療の充実や地域医療の確保・充実に取り組んでいく。

また、国民が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指し、引き続き在宅での医療と介護の連携の推進等について包括的な取組を行う。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援を行う。

第2節

障害者が安心して暮らせる環境の整備

(総合的な障害者施策の推進)

障害者施策については、障害当事者を構成員の中心とする障害者政策委員会が、平成25年度からの次期障害者基本計画の策定について、24年12月に取りまとめた意見を踏まえて、新たな「障害者基本計画」を策定し、施策の一層の推進を図る。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」を、第183回国会に提出した。

これらによって、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。

(障害者の自立を容易にするための環境整備)

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ど

も連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。

また、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援、情報バリアフリー環境の整備、道路交通環境等高齢者や障害者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

国土交通省では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)により、「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省公示第1号)における平成32年度末までの整備目標に向けて、バリアフリー化の推進を図る。また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。さらに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催するほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)を図りながら住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境の整備を推進する。

文部科学省では、発達障害者(児)に対する、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を行うため、早期からの教育相談・支援体制の構築、発達障害に関する教職員の専門性向上、高等学校等における生徒へのキャリア教育の充実等に取り組むほか、障害特性に応じた教材の在り方等についての実践研究を行う。また、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を推進する。

(雇用・就労の促進)

厚生労働省では、近年、障害者の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、男女共にいきいきとした職業生活を送ることができるようにするため、障害者の雇用の

促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や「障害者雇用対策基本方針」（平成21年厚生労働省告示第55号）等を踏まえた就労支援について、ハローワークと地域関係機関との連携によるチーム支援の推進や障害者就業・生活支援センターにおける就業と生活両面の一体的な支援の実施等により、質・量共に一層の強化を図る。

文部科学省では、障害のある子どもが自立し社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校高等部等において職業教育を推進する。

第3節 外国人が安心して暮らせる環境の整備

文化庁においては、我が国に居住する外国人が日本語能力が十分でないことなどから、安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、平成19年度から実施している「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」について事業内容の充実を図り、日本語教室の実施、人材の育成、教材の作成や、地域の文化活動に外国人の参画を促しつつ日本語教育を実施する取組等を行う。

文部科学省では、不就学・自宅待機等となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設置し、公立学校等への円滑な転入ができるようにする「定住外国人の子どもの就学支援事業」を国際移住機関（IOM）において実施する。

また、外国人の子どもが公立学校に就学しやすい環境をつくるため、適切な日本語指導や適応指導を行うことのできる体制を整備するための取組を引き続き支援する。

さらに、学習指導要領に基づき、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。平成25年度中に、各学校における特色ある国際理解教育の実践をまとめた「国際理解教育実践事例集 小学校編」を出版する。

厚生労働省においては、配偶者からの暴力被害者である在留外国人への適切な支援を確保するため、専門的な知識を持った通訳者の養成を行うための専門通訳者養成研修事業を推進する。

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引

対策行動計画2009」に基づき、人身取引対策の取組を進める。

法務省では、人身取引が重大な人権侵害・犯罪であるとの認識の下、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場に十分配慮しながら、本人の希望を踏まえ、被害者が正規在留中である場合には、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図る。

日本司法支援センター（法テラス）では、人身取引被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うに当たっては、当該被害者が我が国に住所を有し、適法に在留している場合であって、収入等の一定の要件を満たすときには、綜合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく民事法律扶助制度が活用可能であることから、関係各所にリーフレットを配布して民事法律扶助制度の周知を図る。また、人身取引被害者が被害者参加人として刑事裁判に参加するに当たっては、収入等の一定の要件を満たす場合には、法テラスを経由して国選被害者参加弁護士の選定を請求することが可能であることから、被害者参加人のための国選弁護士制度の周知も併せて行う。

第4節 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

政府は、障害があること、我が国で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権侵害の被害者の救済を進めるとともに、人権教育・啓発等を推進する。また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害等を有する人々に対し、同様の取組を行う。

文部科学省では、学校教育において、憲法や教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、児童生徒の発達段階に応じて、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切に教育の推進を図る。

第10章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動を一層推進する。

内閣府では、「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から同月25日まで)における広報の実施等、女性に対する暴力についての的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるとともに、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査を実施する。

警察では、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関との連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

さらに、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等により的確な施策を推進する。

法テラスでは、その業務の一つとして、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する犯罪被害者支援業務を行う。また、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護士制度において、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務も行うほか、日本弁護士連合会から委託を受け、弁護士を通じた各種援助も行うなど、引き続き、配偶者から暴力を受けた者を始めとする犯罪被害者の方に対する支援を行う。

第2節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

厚生労働省では、婦人相談所や婦人保護施設等において、引き続き配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。

内閣府では、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者(相談員及び相談員を管理する立場の職員)を対象としたワークショップを引き続き各地域で開催する。また、平成25年度からはストーカー行為も対象とし、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、広域連携や官民連携の更なる強化・拡大及び取組の一層の推進を図る。

また、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置を促すことを目的とした手引を作成し、都道府県、市町村等に配布する。

法務省の人権擁護機関では、婦人相談所等の関係機関との連携を図りながら、引き続き迅速・適正な問題解決及びその予防に努める。

法務省では、配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるとの観点から、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、今後とも、外国人被害者の実態を的確に把握した上で、在留期間更新許可、在留資格変更許可や在留特別許可に係る判断を適切に行い、被害者の法的地位の安定を図る。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう引き続き措置する。

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)等を適切に運用し、併せて、関係機関と連携し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努める。特に、長崎県西海市における女性2名被害殺人事件を踏まえ、同様の事案の再発防止に向けて、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事

案の危険性や被害の届出及び警察が執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明し、被害者の意思決定を支援するなどの迅速かつ的確な組織対応の徹底を引き続き推進する。また、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動も推進する。

第3節 性犯罪への対策の推進

警察では、性犯罪捜査員の育成等により捜査体制の充実を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。さらに、性犯罪被害者に対する治療、カウンセリング、法律相談等の各種支援とともに、証拠採取、事情聴取等の捜査を一つの場所で一度に行う「性犯罪被害者対応拠点モデル事業」（平成22年度実施）の効果、運営課題等について行った検証結果等を踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した支援に取り組む。

また、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、その対象者を訪問しての所在確認や必要に応じ、同意を得て面談を行うなど、性犯罪の再犯防止に向けた措置の強化を図る。

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修を引き続き行うとともに、性犯罪被害者支援の取組事例等の調査研究を実施する。また、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」を活用することなどによりワンストップ支援センターの設置を促進する。

法務省では、平成25年度から、性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにするため、性犯罪に関する総合的研究を行う。

第4節

子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

（子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等）

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）を推進し、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。

また、各種活動を通じて児童虐待事案の早期把握に努め、児童の生命・身体を保護するとともに、性的虐待等の被害を受けた少年に対してその特性に配慮した継続的な支援を行っている。

文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

また、性犯罪被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における教育相談体制の充実を支援する。

厚生労働省では、性的虐待による被害等を受けた児童に対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。

（児童ポルノ対策の推進）

「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に引き続き取り組む。

警察では、ファイル共有ソフト利用事犯、低年齢児童ポルノ愛好者グループ、DVD販売グループ等に対する取締りを強化するとともに、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する速やかな削除依頼の実施や関連事業者によるブロッキングに対する協力等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援活動等、総合的な児童ポルノ対策を推進する。

また、コミュニティサイトの利用に起因する被害を抑止するため、スマートフォンを含めた携帯電話等インターネット接続機器へのフィルタリングの普

及、ミニメールの内容確認体制拡充の促進、実効性のあるゾーニングの促進等の関係事業者等による自主的取組を支援する。

総務省では、インターネット・サービス・プロバイダの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施するとともに、当該実証実験の成果等の普及・啓発活動を行う。

経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行う。

このほか、総務省及び経済産業省では、児童ポルノアドレスリスト作成・管理団体等の活動の支援を行い、警察庁では、民間事業者によるブロッキングの自主的実施がより実効性のあるものとなるよう同団体に対して関連する情報を提供するなど、民間事業者の自主的取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を促進する。

(児童買春対策の推進)

警察では、引き続き、児童買春・児童ポルノ禁止法等に基づき取締りを強化するとともに、被害児童に対する保護及び支援を推進する。さらに、個人的な売春等の勧誘を装って組織的に周旋を行う事犯や、合法的な営業を装いながら児童に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる事犯等の悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締り等に努める。

また、コミュニティサイトの利用に起因する被害を抑止するため、スマートフォンを含めた携帯電話等のインターネット接続機器へのフィルタリングの普及等の関係事業者等による自主的取組を支援する。

(広報啓発の推進)

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」（平成24年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対す

る広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施する。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

文部科学省では、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒に対応することができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子どもの心のケアシンポジウムを開催する。

経済産業省では、今後も引き続き関係者と連携して、セミナーや研究会の開催等を通じ、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を行う。

第5節 売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに、売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

第6節 人身取引対策の推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進する。

第7節 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

厚生労働省では、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、引き続き男女雇用機会均等法に基づき、企業に対する周知啓発、指導を行うとともに、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応する（第5章第1節参照）。また、セクシュアル・ハラスメントによる精神障害の労災補償に係る周知や労働者が相談しやすい環境の整備を引き続き推進する。

雇用以外の場においても、文部科学省による教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組等、必要な対策を採る。

第8節

メディアにおける性・暴力表現への対応

内閣府では、都道府県の青少年育成条例を集約の上、内閣府のホームページへの掲載を通じて引き続き情報提供を行う。

警察では、引き続き、ネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報について、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等を通じて早期に把握し、検挙や削除依頼等の措置を講じるとともに、関連事業者によるブロッキングの自主的实施のために、関連する情報を提供する。また、関係機関・団体、産業界等と連携し、官民一体となった違法情報・有害情報の排除に関する取組を推進する。さらに、インターネット利用者の規範意識を醸成するた

め、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を図る。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

文部科学省では、インターネット上に広がる性・暴力表現等の有害情報から子どもたちを守るために、地域の実情に応じた有害情報対策事業を支援し、フィルタリングの導入促進を図る（第14章第1節参照）。

経済産業省では、今後も引き続き関係者と連携して、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するために、セミナーや研究会の開催等必要な施策を講じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように努める。

第11章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯を通じた男女の健康の保持増進

厚生労働省では、男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育の実施や、相談体制を確立するとともに、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することなどにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

また、今後10年間の国民健康づくり運動を推進するため、がん、糖尿病等のNDCs（非感染症疾患）の予防等の具体的な目標等を明記した「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」を平成24年7月に公示したところであり、これに基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図る。

たばこ対策については、がん診療連携拠点病院にたばこ相談員を設置し、面談や電話による無料の禁煙相談やたばこの健康影響に関する普及啓発活動を進めるとともに、保健指導の場での禁煙支援を推進

することで、たばこをやめたい人がやめられるように支援する。

さらに、毎年3月1日から同8日までの「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発活動及び行事等を展開するとともに、地方公共団体が同週間に実施している取組を集約し、ホームページで公表し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進する。

乳がん及び子宮頸がんについては、引き続き、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めることとし、「がん検診推進事業」により検診無料クーポン券等を配布するなどして、がん検診の受診率の更なる向上を目指すことで、女性の健康の保持増進につなげていくこととしている。

医療提供体制の整備に当たっては、引き続き、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への支援や地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に地域の医師不足病院への医師確保を行う地域医療支援センターの設置等を通じて、

救急医療等の充実や地域医療の確保・充実に取り組んでいく。

文部科学省では、学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として、健康教育を実施するとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等児童生徒の現代的健康課題に対応するための体制づくりを推進する事業を実施する。

また、各地域において、教育委員会の指導の下に、栄養教諭を中核として家庭や生産者、PTA等の地域の団体と連携・協力し、各地域の抱える食育推進上の課題の解決を図る取組を支援する。

第2節 妊娠・出産等に関する健康支援

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供され、地域において安心して産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの母体・胎児集中治療管理室（MFICU）、新生児集中治療管理室（NICU）等に対する財政支援等を行う。

また、産科においては、医師と助産師の連携を推進することとしており、安全・安心な出産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠・出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図ることとしている。

さらに、周産期医療の充実のため、「妊娠と薬情報センター」（国立成育医療センター⁹に平成17年度設置）において、薬が胎児へ与える影響等の最新のエビデンス（研究成果等）を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談に応じる。また、小児用医薬品・ワクチンの使用情報を収集、解析、評価し、安全対策の更なる推進を図るため、「小児と薬情報センター」¹⁰が主体となって小児医療機関ネットワークを活用した情報収集体制の整備を進めるとともに、国立感染症研究所においてワクチン接種と乳幼児突然死症候群との因果関係の検証のための疫学調査を進める。

また、妊婦健診に対する公費助成について、妊婦が必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、

地方財源を確保し地方財政措置を講じることにより支援するほか、流産を2回以上繰り返す習慣流産等、いわゆる「不育症」について、引き続き、不妊専門相談センターに相談員を配置し相談支援や普及啓発等を行う。また、平成25年度からは相談員の配置日数を増やす。さらに、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を引き続き助成し、経済的負担の軽減を図るなどの支援に加えて、新たに、年齢と妊よう性（生殖能力）の関係や若い時期の妊娠、出産のメリットを広く周知するため、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発を行う。

文部科学省では、学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、引き続き、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行う。

第3節 健康を脅かす問題についての対策の推進

HIV／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を進める。

地方公共団体やHIV陽性者等で構成されるNGO等が行うHIV／エイズについての正しい知識の普及啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

文部科学省では、中・高校生に対し、性感染症等の問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布等、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。

また、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高生用）の作成・配布を行う。

さらに、喫煙、飲酒問題について総合的に解説し

⁹ 現独立行政法人国立成育医療研究センター

¹⁰ 独立行政法人国立成育医療研究センターに平成24年度設置

た啓発教材（小・中・高生用）の作成・配布等を行う。

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）（平成24年厚生労働省告示第21号）に基づき、施策の重点化を図るべき3分野（（ア）普及啓発及び教育，（イ）検査・相談体制の充実，（ウ）医療提供体制の構築）を中心として、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国，地方公共団体，医療従事者やNGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開する。

また、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第19号）に基づき，（ア）発生の予防・まん延の防止では，性感染症の予防方法等に関する情報提供を進めることや，より精度の高い検査方法を推進していくこと，（イ）医療の提供では，学会等と連携した医療の質の向上や医療アクセスの向上に取り組んでいくこと，（ウ）情報収集・調査研究では，発生動向の的確な把握に努めることや性感染症のリスクに関する意識や行動に関する研究を実施することについて，更なる対策の推進を図る。

さらに，薬物乱用の恐ろしさを伝える『ダメ。ゼッタイ。』運動等の実施や，啓発資材の配布等を通じて，「合法ハーブ」等と称して販売される薬物・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正確な知識を普及させるとともに，再乱用防止の取組を推進し，薬物乱用防止対策の充実を図る。

そのほか，指定薬物の迅速な指定等により，「合法ハーブ」等と称して販売される薬物の監視・取締り体制の整備を進めるほか，指定薬物等による健康被害が起きないように，国，都道府県等の関係機関が連携して，指定薬物等の流通等の監視，健康被害等に係る情報収集，及び国民に対する情報提供を効果的に実施する。

また，麻薬取締官及び麻薬取締員に指定薬物に関する取締権限が付与されたことにより，より強力に指定薬物に関する取締りを実施する。

加えて，労働者の健康を保護するため，職場における受動喫煙防止対策の重要性について周知・啓発を図るとともに，受動喫煙防止対策助成金，専門家

による実地指導等の支援措置を引き続き実施することで，事業場の取組を推進する。

第4節 性差に応じた健康支援の推進

厚生労働省では，がん検診推進事業を引き続き実施することで，がん検診受診率の更なる向上を図る。また，国民の一人一人が日々の生活の中で自発的に健康づくりに対して具体的な行動を起こしていけるよう，引き続き民間企業と連携し，健康づくりの国民運動化を推進する事業等を実施する。

都道府県等の実施する，年齢的にみて喫煙率が高い若年女性に対する自主的な禁煙の試みを支援するための取組や，食生活の改善を継続的に進められる環境整備等糖尿病の発症予防に資する取組等を支援する。

厚生科学研究費補助金において，妊娠等に関連した女性の将来における生活習慣病の発症リスク等について研究し，性差に応じた健康支援を推進する。

第5節 医療分野における女性の参画の拡大

厚生労働省では，出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため，都道府県に受付・相談窓口を設置し，研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施している都道府県に対し，財政的に支援する。

文部科学省では，女性医師の復帰支援を推進するため，周産期医療に関わる人材の育成の一環として，新生児特定集中治療管理室（NICU）等で働く女性医師の勤務継続・復帰支援を推進する。

第6節 生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では，国民の誰もが，いつでも，どこでも，いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

高齢者が，無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発，大学や企業等有するスポーツ資源（人材・施設）の地域スポーツ活動への活用，スポーツ実施率が特段に低い20代男性や，20代・30代女性のスポーツ参加を促すなど，地域住民のス

ポーツへの参加，ひいてはスポーツを通じた地域コミュニティの活性化を促進する。

また，女性トップアスリートの活躍を支援するため，(ア)女性の発育・発達期における医・科学サポート，(イ)妊娠期，産前，産後及び子育て期のトレーニング・サポート，(ウ)女性特有の疾患，障害並びに疾患等における医学的なサポートを実施

する。

さらに，女性アスリートの戦略的強化を図るため，国内外の女性スポーツに関する情報の収集及び調査研究を実施するとともに，基礎的運動能力が高いシニアアスリートの実践的な育成・強化プランを策定することで，男女間の機会均等を図り，女性アスリートの更なる競技力向上を支援する。

第12章

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節

男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において，自立の意識を育み，男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。また，これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう，意識啓発等に努める。

独立行政法人国立女性教育会館では，男女共同参画社会の形成に資する調査研究や，顕著な業績を残した女性や女性政策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め，全国的にその成果の還元を図る。また，男女共同参画・女性教育・家庭教育等における学習プログラムの開発や研修資料の作成，先駆的で参加型の実践的研修を実施する。

第2節

多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

女性も男性も各人の個性と能力を発揮し，社会のあらゆる分野に参画できるよう，生涯にわたり多様な学習機会が確保され，学習の成果が適切に評価される，生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる。

文部科学省では，男女共同参画の視点を持ち，地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため，女性教育施設等に学習プログラムに関する事例の情報提供を行い，活用の促進を図る。

また，消費者が自ら進んで，その消費生活に関し必要な知識を習得し，必要な情報を収集するなど自

主的かつ合理的に行動することを支援するため，平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）を踏まえ，消費者教育のより一層の充実を図る。さらに，学校教育における消費者教育の推進のための調査研究や，地域における消費者教育を一層推進するため，「消費者フェスタ」の開催や消費者教育アドバイザーの派遣，社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を実施する。

さらに，高齢者の社会参加による生きがいづくりを促進するため，高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議会を開催する。

放送大学においては，地域活動や社会貢献活動等様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」を推進する。また，文部科学省では，情報化社会における概念と知識を学ぶコースを新たに設置するなど社会人のニーズに対応したキャリア・アップ支援の充実に一層努め，引き続き学習環境の整備・充実や学習機会の拡大のための支援を推進する。

専修学校については，産業界等のニーズを踏まえた中核的専門人材養成を戦略的に推進していく観点から，各成長分野における人材育成に係る取組を先導する広域的な産学官コンソーシアムを組織し，中核的専門人材養成のための新たな学習システムを整備する取組を推進する。

また，地域コミュニティの拠点としての学校施設，クラブハウス，屋外運動場照明，水泳プール，

武道場等、学校開放諸施設の整備・活用を支援する。さらに、青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業等へ体験活動の理解を求めていくための普及啓発に取り組むとともに、防災教育の観点に立った体験活動の推進や、企業の社会貢献活動を通じた青少年の体験活動の機会を充実させるためのシンポジウム等を実施する。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国28か所にある国立青少年教育施設において、様々な体験活動の機会と場を提供するとともに、指導者の養成に取り込んでいく。さらに、「子どもゆめ基金」によって、民間団体が実施する体験活動等に対する助成を行う。

独立行政法人国立女性教育会館では、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成のための情報提供や学習プログラム開発等喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブ機能等の更なる充実・深化を推進する。また、平成25年度は、教育・学習プログラムの開発・提供等を行う「教育・学習支援事業」を新設するとともに、「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」や「大学等における男女共同参画に関する調査研究」等、企業・大学等向け事業を充実することとしている。

進路・就職指導については、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。また、男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進を図る。

さらに、中学校・高等学校では、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう指導・助言を行う進路指導の実践の改善・充実を図る。

学生の雇用が不安定となっていることに対応するため、厚生労働省等関係省庁と連携し、大学等のキャリアカウンセラーとハローワークのジョブサポーターとの連携の促進等による就職支援体制の強化を図る。

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向けた取組の一つとして、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、引き続き、民間事業者等が主体的に行う評価の取組の普及に向けた支援を行う。

また、民間教育事業者が質の保証の取組に必要な手法等を容易に会得できるように、民間教育事業者における評価・情報公開等の仕組みの構築について検討を行う。

第3節

学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

各種会議を始め様々な機会を捉えて、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかける。

また、高等教育機関に対しては、各種会議を始め様々な機会を捉えて、第3次基本計画を周知するとともに、国公私立大学及び高等専門学校における教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促す。

第13章

科学技術・学術分野における男女共同参画

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）では、女性研究者の一層の登用及び活躍促進に向けた環境整備を行うため、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）に掲げた

女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期達成するとともに、更に、30%まで高めることを目指すこと、女性研究者が出産・育児と研究を両立できるよう、研究サポート体制の整備等を行う大学や公的研究機関を支援すること、また、大学や公的研究機関に対し期待することとして、柔軟な雇用形態や人事及び評価制度の確立、在宅勤務や短時間勤務、研

究サポート体制の整備等を進めることなどが盛り込まれおり、関係省庁等に取り組を求めている。

第2節

女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

総合科学技術会議は、女性研究者の活躍を促進するため、競争的資金における応募資格の年齢制限の緩和等多様な支援措置を拡充するとともに、更なる制度の弾力化を求めている。

文部科学省では、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、出産・育児・介護と研究を両立するための環境整備を行う取組を支援する「女性研究者研究活動支援事業」を拡充する。独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業において、優れた研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるようにするための支援を拡充する。

日本学術会議では、内閣府から審議を依頼された

「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する方策」について、科学者委員会男女共同参画分科会において引き続き審議を行う。

第3節

女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

独立行政法人科学技術振興機構において、児童生徒の科学技術に関する興味・関心を高めるための取組の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施する。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供等を引き続き実施する。

第14章

メディアにおける男女共同参画の推進

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。また、メディア・リテラシーの向上のための支援を積極的に行う。

「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に取り組み（第10章第4節参照）。

文部科学省では、平成24年度に引き続き、子どもたちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会に

及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図る。また、保護者等を対象にインターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を普及啓発するネットモラルキャラバン隊を継続するとともに、インターネットにつながる新たな機器への対応や緊急時に有効なインターネットの活用法等について、青少年が自ら研修し、その成果を発信する事業を展開する。さらに、スマートフォン等日々進化し急速に普及していくネット環境に対応するため、青少年や保護者に対する新たな課題等の周知及び対応策の普及・啓発、ネットパトロールの推進等、学校・家庭・地域が連携した先進的な取組を充実させ、地域における有害情報対策を推進する。

内閣府では、青少年育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用を図るため、都道府県等との連携を密にしつつ、引き続き情報提供を行う。

総務省では、メディアの健全な利用の促進に必要なとなるメディア・リテラシーの向上を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性

に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

経済産業省では、今後も引き続き関係者と連携して、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するために、望ましいフィルタリングの提供の在り方についての判断基準の普及に努め、当該基準を用いた判断に資するべく、新たなインターネット接続機器に対応した機器の利用状況等を継続的に調査するなどの必要な施策を講じるとともに、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及啓発を行う。

第2節

国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定観念に捉われない

男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、国の行政機関が広報・出版物等を作成する際に、男女共同参画の視点に立った表現を自主的に取り入れるよう、各種会議、研修等の機会を活用し、働きかけを行う。

第3節

メディア分野における女性の参画の拡大

内閣府では、管理職・専門職の女性割合等他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。

また、メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。

第15章

地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

第1節

地域における男女共同参画推進の基盤づくり

内閣府では、男女共同参画に関する業務を行う職員等にとって必要な基礎的知識等を体系的に整理し、人材育成プログラムを作成するとともに、研修や業務に役立つ教材を作成し、男女共同参画センター・女性センター等職員の人材育成を支援する。

文部科学省では、地域づくりに参画する女性人材の育成のための学習機会の充実を図る。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、地域での男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設の管理職、地方公共団体職員及び女性団体のリーダーを対象に、持続可能な組織の在り方や、第3次基本計画を実現するための施策・事業の在り方を学ぶ、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施する。

さらに、女性関連施設の相談員を対象に、男女共同参画・女性教育・家庭教育の喫緊の課題である配

偶者からの暴力等の解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を内容とする「女性関連施設相談員研修」を実施する。その他、「大学職員のための男女共同参画推進研修」や大学、女性関連施設等と連携したキャリア教育プログラムの開発・実施、女性関連施設の機能の充実・強化を図るための調査研究等を実施する。

第2節

地域の活動における男女共同参画の推進

内閣府では、地域における様々な課題について、地方公共団体と民間団体等が男女共同参画の視点をいかしながら、連携・協働してその解決に取り組み、その成果を周知することを通じて、地域課題の解決の仕組みづくりを構築する連携支援事業を実施する。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画のための意識変革、女性活躍促進、女性のキャリア形成支援、次世代育成支援、ワーク・ライフ・バ

ランス等の課題解決に資するための研修「男女共同参画推進フォーラム」を実施する。行政関係者、女性関連施設職員、NPO、大学等の教職員・学生のほか、企業関係者等にも積極的に参加を働きかけ、研修に参加する全国の関係機関・団体等の交流の促進を支援する。

消費者庁では、消費者教育の推進に関する法律を踏まえ、各種消費者教育用教材の作成や、消費者教育に関する情報を集約した消費者教育ポータルサイトの運用を行い、地域における多様な年齢層の消費者が、男女共に、自主的かつ合理的に行動できるよう、様々な主体が実施する消費者教育推進のための支援を行う。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等を推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための仮眠室やトイレ等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行う。また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への参加を呼びかける広報を行う。さらに、意見交換会や交流を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、全国女性消防団員活性化大会を開催する。

また、女性団員等の消防技術向上と士気の高揚を図るため、地域における消防活動の充実に寄与することを目的とする全国女性消防操法大会を開催する。

第3節

男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

内閣府では、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供や各地の課題に応じたアドバイザー派遣等を行う。

市民活動に関する情報提供として、内閣府のNPO

ホームページにおいて、全国の特非営利活動法人に関する基本情報・事業報告書等やNPO関連施策情報を入手することが可能な「NPO法人ポータルサイト」¹¹や「NPO施策ポータルサイト」¹²を運用するとともに、新認定制度による認定特定非営利活動法人や市民ファンドの活動事例に関する情報提供を行う。

厚生労働省では、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として、全国ボランティア・市民活動振興センターへの支援や地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う地方自治体や民間団体等への支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を実施するとともに、労働者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進を図るための「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業」を実施する。

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化活動の振興を図る。

経済産業省では、地域における中心市街地活性化を図るために、各地域におけるまちづくりの中核的推進役となる男女の人材及び、それらを支える人材を育成することを目的として、現地研修の実施、教材の提供等による事業を実施していく。

第4節

防災（復興）における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立については、第3次基本計画や防災基本計画を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大する。

内閣府では、東日本大震災を含め、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」として取りまとめ、地方公共団体と共有し、取組促進の働きかけを行っていく。

¹¹ 内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

¹² 内閣府NPO施策ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/measure.html>

また、岩手県、宮城県及び福島県において、引き続き、震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談窓口を設け、相談を受け付ける。

復興庁では、男女共同参画の観点から、まちづくりなど、被災地の復興の場面における具体的な取組を進めるに当たって、参考となる事例の収集・提供を引き続き行うほか、被災地での働きかけ等により、東日本大震災からの復興のあらゆる場・組織への女性の参画を一層促進する。

第5節

男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上に係る施策等とあいまって、環境の分野において男女共同参画を進める。

このため、環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進や市民活動の支援、自然と触れ合う機会の提供等を行う。

第16章

国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して展開してきた。今後とも、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約や国際会議における議論等について周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努める。

男女共同参画会議監視専門調査会において、女子差別撤廃委員会最終見解における指摘事項への対応の進捗状況について、フォローアップを行う。

また、女子差別撤廃条約第7回・第8回定期報告に向けて、NGO等の意見も聞きながら、関係省庁と準備を行う。

第2節

男女共同参画の視点に立った国際貢献

開発援助の実施に当たっては、2015（平成27）年を期限とするミレニアム開発目標の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、「政府開発援助（ODA）大綱」や「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」の下、「ジェンダーと開発（GAD：Gender and Development）イ

ニシアティブ」に基づき、ODAの計画立案から実施、評価に至るプロセスにおいて、人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立ってODAプログラム・プロジェクトを効果的に実施し、開発途上国におけるジェンダー主流化の促進を通じて、男女共同参画の推進並びに女性のエンパワーメントの達成及び地位向上に積極的に寄与する。

具体的には、男女共同参画の推進及び女性のエンパワーメントに取り組む行政機関の能力強化を引き続き支援する。また、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任の違いを把握し、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進する。また、UN Womenを始め、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力を努める。さらに、平和構築の観点から、女性を被害者の側面で捉えるだけでなく、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。

保健分野においては、「国際保健政策2011-2015」の下で引き続きジェンダー平等に配慮した取組への支援を行う。特に2015（平成27）年に達成期限を迎えるミレニアム開発目標（MDGs）では、目標4（乳幼児死亡率削減）及び目標5（妊産婦の健康改善）について進捗の遅れが指摘されていることから、こ

これらの目標達成には女性のエンパワーメントと積極的な参画が必須であるという考えの下、産前から産後まで切れ目ない手当を確保することを目指す支援モデル（EMBRACE）等の母子保健支援策を通じて、他の開発パートナーとともに、母子の命や三大感染症¹³によって失われる命を救うことに積極的に貢献していく。

教育分野では、「教育協力政策2011-2015」の下、万人のための教育（EFA）及びMDGs達成のために、女子を含む全ての人に質の高い教育環境を提供できるよう、他の開発パートナーと協力しつつ、包括的な学習環境の改善を推進する「スクール・フォー・オール（School for All）」モデルを通じての支援を継続する。

第3節 対外発信機能の強化

国際社会における我が国の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。

具体的には、国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、日本の特徴をいかしたテーマ（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）の対外発信に努める。また、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、NGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。

2013（平成25）年5月には中華人民共和国で第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、同年9月にはインドネシア共和国でアジア太平洋経済協力（APEC）関連会合（女性と経済に関する会合及び女性と経済を担当する大臣と中小企業を担当する大臣の合同会議等）、同年秋には国連総会第三委員会、マレーシアで第5回女性に関するASEAN+3委員会、2014（平成26）年3月頃には国連婦人の地位委員会が開催される予定であり、これらの国際会議に、更に積極的に貢献していく。また、国連、UN Women、アジア太平洋経済協力（APEC）等国际機関や諸外国の国内本部機構等との連携・協力を努める。

¹³ HIV／エイズ、結核、マラリアのこと。HIV／エイズ等の新しい感染症、また、近い将来克服されるとみられたにもかかわらず、再び大きな問題となっている結核、マラリア等の再興感染症は、その伝播性や対策に要する経費負担の大きさから、一国のみで解決できる問題ではなく、世界各国が協力して対策を進めなければならない地球規模の問題である。特に開発途上国にとっては、住民一人一人の健康への驚異であるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因となっている。（外務省三大感染症について <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kansen/kansen.html>）